

質問回答書

件名 尼崎市議会文書共有・会議システム導入に係る事業者募集について

番号	該当書類名	質疑内容(原文のまま)	回答
1	仕様書 P4 12 保守要求 仕様(2)	「システムメンテナンス等でやむを得ずシステムを一時停止する場合、あらかじめ本市に連絡の上、承認を得ること。」とございますが、個別の承認を取っていないため、「あらかじめ本市に連絡すること」とさせていただくことは可能でしょうか？	保守要求仕様(2)の趣旨は、議会の会議中等にシステムが使用できないことは議事運営に重大な影響を及ぼすことから、あらかじめ本市への連絡と承認を必要としているものです。 そのため、システムを一時停止する場合の対応については、本仕様のとおりとします。
2	仕様書 P4 13 サポート及び 障害対応(1)	「サポート時間 午前9時から午後5時まで」とございますが、対応時間を当社営業時間の午前9時～午後6時、とさせていただくことは可能でしょうか？	仕様を満たしているので問題ありません。